

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-01	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	永澤
				内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	地域環境整備対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	通称「荒川ルール条例」			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。						
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主						
内容	<p>・「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</p> <p>・大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</p> <p>・条例手続きの流れは以下のようである。</p> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>						
経過	<p>・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</p> <p>・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行した。</p> <p>・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止する。</p>						
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	715	567	488	424	426	425	424	
①決算額（28年度は見込み）	280	209	273	233	218	208	424	
②人件費等	4,884	3,631	5,214	7,305	7,001	4,726		
③減価償却費	2,615	2,177	2,904	4,732	4,551	4,778		
【事務分担量】（%）	90	70	90	140	140	140		
合計（①+②+③）	7,779	6,017	8,391	12,270	11,770	9,712	424	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	7,779	6,017	8,391	12,270	11,770	9,712	424	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
届出件数	6	3	5	5	4	3	3	
事業者による説明会回数	6	3	5	5	4	3	3	
地域関係者会議の回数	36	16	40	39	30	22	25	
アドバイザー派遣回数	4	3	5	4	3	3	3	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	19
需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	地域関係者会会場使用料	10				使用料等	地域関係者会会場使用料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 建築紛争未然予防割合（%）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
	② 協定締結率（%）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
	③						

問題点・課題 （指標分析）	・近年、大規模マンション建設に伴い、これまで近隣住民が利用していた計画マンションの敷地に接するごみ集積場所の変更については、地域や町会として大きな課題となっている。マンションが竣工するまでの期間に地域としての設置場所を決めておく必要が生じている。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・引き続き解体工事説明会の実施を事業者に要請をしていく。	・荒川ルール条例に伴う解体工事については、すべて工事説明会を実施させることができ、地域住民の安心安全に寄与することができた。	・引き続き、解体工事については工事説明会を実施するよう指導していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

況 議 会 要 旨 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16三定 「荒川ルール」における区の立場について</li> <li>平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について</li> </ul>
---------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-02	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	杉山
							内線
							2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		43年度	根拠	都市計画法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。						
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者						
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること  ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導						
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、国及び都道府県等が行う開発行為も一部許可の対象となる						
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		—	—	—	—	—	—
①決算額（28年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
②人件費等		7,412	4,356	3,020	1,953	3,295	3,687	
③減価償却費				1,614	1,014	1,788	2,048	
【事務分担当量】（%）		85	65	50	30	55	60	
合計（①+②+③）		7,412	4,356	4,634	2,967	5,083	5,735	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		7,412	4,356	4,634	2,967	5,083	5,735	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	許可件数（基準：許可日、変更含む）	5	6	2	0	1	4	5
	開発登録簿写しの交付（部数）	38	37	50	23	46	69	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 許可までの日数(審査期間)(日)	0	14	10	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	② 審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
	③						

問題点・課題 (指標分析)	許可の審査にあたっては、区として統一的な見解をもって指導する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・「開発許可の手引き」の改定 ・事務処理マニュアルの作成	許可申請前に事前審査申請書を提出してもらい、予め関係各課と調整を行った上で指導することにより、審査期間の短縮を図った。	・事務処理マニュアルの作成 ・「開発許可の手引き」の改定
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-03	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	永澤
				内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	都市計画審議会費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		47年度	根拠	都市計画法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。						
対象者等	荒川区全域						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。</li> <li>・ 構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した。</li> <li>・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。</li> </ul>						
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,161	1,134	1,108	1,096	1,013	837
①決算額（28年度は見込み）		241	437	476	415	727	251	838
②人件費等		1,151	1,966	1,923	1,953	1,841	1,378	
③減価償却費		581	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担量】（%）		20	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		1,973	3,336	3,367	3,382	3,543	2,653	838
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,973	3,336	3,367	3,382	3,543	2,653	838
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	開催回数	1	2	2	2	3	1	3
	委員平均参加率	99	83	95	82	95	85	90

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	609	報酬	審議会委員報酬	196	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	11	旅費	審議会委員旅費	4	旅費	審議会委員旅費	30
需用費	審議会賄い	13	需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	13
役務費	議事録作成料	78	役務費	議事録作成料	48	役務費	議事録作成料	79
使用料等	審議会会場使用料	15				使用料等	審議会会場使用料	24

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 審議会開催件数	2	4	1	2	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数	2	3	1	2	-	必要に応じて開催
	③						

問題点・課題 (指標分析)	・都市計画審議会は、都市計画案件により必要に応じて開催しているが、その年度により増減がある。そのため、案件数が多い場合は、いかに効率よく有効に開催していくかが課題である。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・ 審議会を効率的・効果的に運営するため、関連各部署における予定案件を常に把握する。	・ 年間の案件について関連各部署への確認を徹底し、スケジュール管理を効率よく行った。	・ 案件については、審議会会長等との事前相談・協議を徹底し、開催回数、時期などを決定していく。
②	・ 引き続き、区民委員の事前勉強会を開催し、審議内容の充実を図る。また、分かりやすい資料作りを実施していく。	・ 引き続き、区民委員の事前勉強会を開催し、審議の充実を図った。	・ 引き続き、区民委員の事前勉強会に力を入れ、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りを努めていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-04	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	赤坂	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。				
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区				
内容	<p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針を示す。 ○模擬訓練や講習会への参加を促し、復興業務を担える職員を育成する。</p> <p>・都市復興の全体的なプロセス（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ※区内の被害概況を早急に把握し、都市の復興方針を検討する。被害の程度によっては建築制限を実施し、計画的な市街地の復興を目指す。</p> <p>・東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ・被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</p>				
経過	<p>平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度（東京都）震災対策条例公布 平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編(H28.3修正) 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4一部改正） 平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 ※被災宅地危険度判定士 53名（平成27年度当初）</p>				
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	—	—	—	—	—	—
①決算額（28年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
②人件費等		4,639	3,388	5,783	4,990	3,863	2,613	
③減価償却費				2,259	2,028	1,626	1,365	
【事務分担当量】（%）		60	40	70	60	50	40	
合計（①+②+③）		4,639	3,388	8,042	7,018	5,489	3,978	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		4,639	3,388	8,042	7,018	5,489	3,978	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	復興模擬訓練の開催（東京都）	1	1	1	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会（東京都）	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 都市復興マニュアルの見直し（%）	50	70	70	70	70	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	② 都市復興模擬訓練への参加者数	1	1	1	1	2	参加人数
	③ 被災宅地危険度判定士養成講習会への参加者数	12	5	6	11	11	参加人数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度に東京都が区市町村震災復興標準マニュアルを修正する予定であることから、それに合わせた区のマニュアルの見直しが必要である。</li> <li>・都市復興マニュアルをより実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備が必要である。</li> <li>・東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加者を増やしたいが訓練日が7日間ほどあるため、一度に参加させることが出来る人数に限界がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	街区の被害状況調査等について、検討する。	被災者生活再建支援システムを導入する予定があるため、システム内容に合わせた調査方法を検討することとした。	東京都の震災復興マニュアルの修正を反映した内容の検討を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

況議 （要 会 質 問 状	H13年二定：「震災復興条例の制定について」
------------------------------	------------------------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-05	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	土地利用現況調査	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	杉山
				内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-01	土地利用現況調査費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	都市計画法			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 随時行われる都市計画の変更に伴い、都市計画図等閲覧システムを更新し、ホームページで公開する。						
対象者等	区内全域の土地・建築物						
内容	<p>主な事項</p> <p>都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成25年度）</li> <li>・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成23年度）</li> </ul> <p>付属事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。</li> <li>・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。</li> <li>・用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時）</li> <li>・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）</li> </ul>						
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎）、都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度）、 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度）						
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（平成27年度 第一航業株 1,382,400円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,312	1,312	7,087	1,315	1,264	1,446
①決算額（28年度は見込み）		1,311	684	7,025	1,302	1,264	1,439	1,505
②人件費等		1,308	2,541	3,304	2,640	2,079	1,307	
③減価償却費				1,291	1,183	975	683	
【事務分担当量】（%）		15	30	40	35	30	20	
合計（①+②+③）		2,619	3,225	11,620	5,125	4,318	3,429	1,505
特定財源	国							
	都	都市計画基礎調査委託金						
	その他				714			
一般財源		2,619	3,225	11,620	4,411	4,318	3,429	1,505
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	荒川区都市計画図（発行部数）	1,000	0	0	1,000	—	1,000	1,000
	荒川区白図（発行部数）	100	100	100	100	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理委託	1,264	委託料	システム管理委託	1,382	委託料	システム管理委託	1,448
			使用料等	地形図著作権使用料	57	使用料等	地形図著作権使用料	57

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	都市計画図アクセス状況（数）	11,690	9,898	12,805	12,000	15,000	年単位（年度単位ではない）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	都市計画法に基づく土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースに、道路・公園、居住者の属性等のデータを付加することで、全庁的に有効活用できる総合的な情報システムに発展させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度に引き続き、統合型GISとの一元化をめざす。	統合型GISの一元化をめざし、関係各課と調整を行った。	平成28年度に導入される統合型GISとの一元化をめざす。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができる。</li> <li>新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。</li> </ul>

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-06	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	杉山
							2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		52年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行爲、②延べ面積1,000㎡以上の建築物、③墓地又は納骨堂の設置、④ペット火葬施設等の設置、⑤移動火葬施設の使用						
内容	<p>事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。</p> <p>近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮</p> <p>土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>						
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱）、昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱）平成9年9月現要綱制定※以後12回改正、最終改正平成26年2月 ◎平成19年9月改正（集合住宅を条例化）、平成25年3月（戸建住宅等を条例化）						
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（28年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	6,976	3,782	5,356	5,316	3,739	1,996	/	
③減価償却費	2,324	2,022	2,743	3,042	2,276	1,195	/	
【事務分担量】（%）	80	65	85	90	70	35	/	
合計（①+②+③）	9,300	5,804	8,099	8,358	6,015	3,191	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	9,300	5,804	8,099	8,358	6,015	3,191	0	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
事前申出書提出(件)	12	12	13	16	5	7	5	
協定書締結(件)	4	8	0	6	3	5	5	
協定履行確認(件)	4	4	5	1	7	3	10	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	協定締結率（％）	31	75	83	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	「墓地の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」については事例はないが、突発的に相談が発生することもある。 近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 未実施地区：8区（新宿・目黒・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川） ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす。	適切な指導により、協定締結率83%を達成した。	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%を目指す。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。

議会質問状 （要旨）	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）
---------------	---

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-07	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	11年度	根拠法令等	景観法・都景観条例・区景観条例	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主</li> <li>・宅地開発を行う事業主 等</li> </ul>				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。</li> <li>・荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。</li> <li>・景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。</li> </ul>				
経過	<p>平成16年6月 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の公布（17年6月全面施行）。</li> <li>・17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。</li> </ul> <p>平成20年度 平成21-22年度 平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。</li> <li>・景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成。</li> <li>・区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。</li> </ul> <p>平成24年度 平成27-28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施</li> <li>その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施</li> <li>・「防災と景観」をテーマに景観まちづくりセミナーの開催、景観まちづくり塾の実施</li> </ul>				
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	5,714	6,550	3,584	3,910	3,238	10,325
①決算額（28年度は見込み）		5,545	4,728	1,946	2,484	1,299	8,133	3,183
②人件費等		7,220	14,066	12,094	10,270	9,566	7,678	
③減価償却費		3,196	6,220	5,809	4,394	4,226	4,437	
【事務分担当量】（%）		110	200	180	130	130	130	
合計（①+②+③）		15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	20,248	3,183
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	20,248	3,183
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	事前協議件数	—	1	51	62	55	59	60
	届出件数	—	4	48	65	47	60	62
	申請計画件数	—	5	59	88	68	82	80
	アドバイザー協議開催件数	—	8	41	47	29	34	35

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	1,259	報酬	アドバイザー報酬等	1,531	報酬	アドバイザー報酬等	2,522
旅費	アドバイザー旅費	27	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	78
需用費	連絡調整会議賄い等	13	旅費	アドバイザー旅費等	26	旅費	アドバイザー旅費等	124
			需用費	公共サインガイドライン印刷製本等	260	需用費	景観ニュース印刷製本等	297
			役務費	議事録作成料	48	役務費	議事録作成料	100
			委託料	地図作成業務委託	246	使用料等	審議会会場使用料等	62
			負担金補助等	都電停留場修景工事	5,967			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 景観アドバイザーの指摘に対する対応率（％）	64.5	85.5	86.4	80.0	80.0	・対応率＝対応案件数/事前協議件数
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>・景観アドバイザーの指摘に対する対応率は、施主や事業者の建築計画に対するコンセプトや予算などにより影響をするが、これまで実施した結果は高い数値を示していると考えられる。そのため、今後更に高い対応率を達成していくためには、更なる工夫と努力が必要である。</p> <p>・地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくり活動をいかに展開していくかが課題である。</p>
他区の実 状況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）</p> <p>景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：18区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	景観ニュースの発行や景観フォーラムの開催を通して、防災と景観について、区民への啓発活動を展開していく。	区民への啓発活動を更に展開するため、景観まちづくりセミナーを開催し、来年度から実施予定の「景観まちづくり塾」のオープニングとし	新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を目指し「景観まちづくり塾」を開講する。また、成果発表のシンポジウムも開催する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

況 議 会 要 旨 問 状	<p>・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」</p> <p>・23年四定 「景観条例の制定について」</p> <p>・25年一定 「景観に配慮をした公共サインについて」</p>
---------------------------------	---



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① テラス整備率（％）	57	59	59	59	59	接岸延長に対するテラス整備延長
	② 土と緑の堤防整備率（％）	46	47	47	47	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。</li> <li>・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、現在の事業スキームでは実施が困難であることから、東京都が新たな手法を検討する必要がある。</li> <li>・旧小台橋小学校前のスーパー堤防整備に係る確認書締結にあたり、前提となるあらかわ遊園の拡張整備内容が決まっていない。</li> <li>・当面のスーパー堤防化が困難な区間について、テラスの先行的整備について情報収集と働きかけを行っていく必要がある。</li> </ul>
	<p>（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都施行（隅田川） 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北</li> <li>・国施行（荒川・江戸川・多摩川） 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷</li> </ul>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。	西尾久三丁目地区（公園工区）の合意書締結に向けた協議を行った。	旧小台橋小及び尾竹橋公園区間について、確認書の締結を行う。
②	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。	スーパー堤防化が当面見込めない区間の整備について情報交換を行った。	既存防潮堤（かみそり堤防）の耐震改修工事にともなう、テラス整備について東京都に要請する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望</li> <li>・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について</li> <li>・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について</li> <li>・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて</li> <li>・平成28年 2月 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について</li> </ul>
--------------------------	---





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① まちづくり計画策定進捗率（%）	100	100	100	100	100	策定済：100%
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路を廃止する方針となったが、具体的な調整は今後行っていくため、廃止の条件や時期がはっきりしない。</li> <li>今後のまちづくりを進める上では、既存道路を6mへ拡幅することに対し沿道住民の合意取得が困難なため、地区計画に主要生活道路を位置づけることが難しく、地区計画が成り立たない。（まちづくり計画では、6m道路の必要性に触れている）</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	開発事業者等に、まちづくり計画を提示し道路拡幅への理解を求め、将来に向けたまちづくりへの協力をお願いする。	廃止の方針を決定した。	廃止の条件や時期を明確にし、廃止手続きに向けた調整を行う。
②	まちづくり協議会の再開を目指す。	廃止の方針を決定したため、個別にお知らせした。	廃止に向けた手続きの中で検討事項があれば、まちづくり協議会を再開し、検討を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

況 (要旨)	H17四定：「補助92号線の見直しに関して」
-----------	------------------------



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	・東京都の上位計画策定の動きや、予定されている区の基本計画の改定を踏まえ、内容の整合を図っていく必要がある。
	他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 改定を行った区 新宿区(H19)、世田谷区(H26)、杉並区(H25)、豊島区(H27)、足立区(H18)、墨田区(H20)、中野区(H21)、北区(H22)、板橋区(H23)、江東区(H23)、港区(H19)、文京区(H23)、大田区(H23)、品川区(H25)、葛飾区(H23)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行う。	市街地整備プログラムの改定を行った。	基本計画の改定動向を注視し、内容の検討を行う。
②	資料収集など改定作業に向けた下準備を行う。	上位計画となる国土強靱化地域計画の制定の際に、内容確認を行った。	引き続き、改定作業に向けた下準備を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

況 議 会 要 質 問 状	H23年四定：「魅力ある尾久地域の整備について」 H23年一定：「荒川区の今後のまちづくりについて」 「南千住地域における今後のまちづくり」 H22年三定：「町屋地域全体のまちづくりについて」 「町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて」
---------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	61.5	62.4	63.5	65.0	66.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）	58.3	59.0	59.6	62.0	64.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない。</li> <li>新たに位置付けられた防災生活道路の整備について検討を行う必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改定に向け、都と一層連携を図る。	改定に向けた協議で、区の要望を伝え、計画に反映してもらった。	密集市街地の改善に資する事業をより一層推進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

況議 （要 会 質 問 状）	H22年三定：「町屋地区の防災性向上策について」
-------------------------------	--------------------------



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	協議会委員謝礼	142						
需用費	協議会賄い	3						
役務費	土地鑑定料	100						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 地域活性化施設の導入進捗率(%)	30	50	90	100	100	調査委託実施：10%、企業公募：30%、企業選定：50%、
	②						企業工事着工：70%、工事竣工：90%、施設開業：100%
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業後の地域貢献を明確にする必要がある。</li> <li>開業後も地域の活性化に寄与するような催事の開催などを要請する必要がある。</li> <li>開業後に交通処理等の問題が生じた際、関係機関と協議の上、対策を指導する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	工事等の進捗状況等の管理を行う。	警視庁と協議を行い、商業施設前の道路に横断歩道及び信号機の設置ができた。	開業後の状況確認
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	休止・完了	開業後について、地元への貢献及び活性化に寄与するイベント等の開催を要望していく。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年一定 南千住東部地域の子育て施設としてセメントサイロ跡地の活用は可能か</li> <li>平成23年三定 セメントサイロ跡地は地域に寄与する施設を導入すべき</li> <li>平成24年三定 セメントサイロ跡地の活用について</li> <li>平成25年二定 セメントサイロ跡地活用の今後の展開と見通し</li> <li>平成26年度9月会議 セメントサイロ跡地開発業者の地域サービスと活性化について</li> </ul>
--------------------------	---





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① まちづくりに関する活動組織	8	8	8	9	10	組織数
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり事業を推進するために立ち上げた組織に参加した住民が、このことをきっかけに、自立したまちづくり組織に興味を示す仕組みなどを検討する必要がある。</li> <li>・地区計画以外のまちづくり手法やそのための支援策についても検討する必要がある。</li> </ul>
	<p>（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区）</p> <p>まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民の主体的なまちづくりの参加を促す方法について、引き続き検討する。	商店街活性化を目的としたまちづくりのために区のコンサルタント派遣制度を活用した。	区民主体のまちづくりの様々な事例を研究し、区内への活用を検討する。
②	新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向け協議会の支援を行う。（防災街づくり推進課）	地元へ地区計画策定の意向がないため、協議会の形にこだわらず様々な機会を捉えて協議の場をもつことにした。（防災街づくり推進課）	協議会設立地区と同様の取組を行いつつ、合意形成を図る必要性が生じた際に協議会を立ち上げる。（防災街づくり推進課）
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

況議 （要 旨） 問 状	<p>H20年三定：「総合的なまちづくり条例制定について」</p> <p>H20年一定：「都市再生整備計画などを活用したまちづくり」</p> <p>H19年二定：「都市計画制度の活用に関して」</p> <p>「生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について」</p> <p>H14年二定：「区民参加のまちづくりに関して」</p>
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備についての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民により良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る。				
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導</p> <p>近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立</p> <p>土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、</p> <p>管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、</p> <p>計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、</p> <p>土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献</p> <p>※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応</p> <p>工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導</p> <p>◎条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>				
経過	<p>平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化）</p> <p>平成20年3月21日改正（建築主の義務強化）</p> <p>平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置）</p> <p>平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化）</p> <p>平成27年10月30日改正（子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化）</p>				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。</p>				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（28年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	8,720	5,325	5,627	6,979	6,829	9,218		
③減価償却費	2,905	2,799	3,066	3,718	3,576	5,120		
【事務分担量】（%）	100	90	95	110	110	150		
合計（①+②+③）	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	14,338	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	14,338	0	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
建築計画書提出(件)	25	27	33	38	34	48	30	
工事完了確認通知書交付(件)	10	25	24	18	52	27	40	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	計画時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	適合/届出
②	完了時の条例適合率（％）	82	98	82	100	100	完了確認通知/完了届出
③							

（問題点・課題分析）	努力規定となっている部分については、その内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、適正な基準をもって指導を行う必要がある。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 条例：14区、要綱：6区（千代田・中央・品川・大田・杉並・葛飾）、基準：2区（練馬・足立） ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。	一部改正により、家族向け住宅附置義務を強化した。	関係各課と連携し、適切な指導を行う。
②	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。	一部改正により、子育て支援施設等に関する事前協議を拡充した。	定期的に現場を巡回し、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のため、不可欠な事務である。

況議 （要 旨） 問 状	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成22年第1回定例会：集合住宅条例（その後に関する問題） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成26年第1回定例会：住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-15	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	01	災害時における体制の強化		
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。				
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物				
内容	「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証及び認定プレートを交付 「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること				
経過	平成23年8月1日制定				
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・認定プレート作成委託				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		—	1,475	309	140	240	176
①決算額（28年度は見込み）		—	21	47	21	26	19	231
②人件費等		—	3,660	1,923	2,640	2,465	2,228	
③減価償却費				968	1,183	1,138	1,195	
【事務分担当量】（%）		—	50	30	35	35	35	
合計（①+②+③）		0	3,681	2,938	3,844	3,629	3,442	231
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	3,681	2,938	3,844	3,629	3,442	231
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	認定件数（年度毎）	—	1	5	2	1	1	6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	認定プレート作成	26	委託料	認定プレート作成	19	委託料	認定プレート作成	231

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 認定建築物の数（件）	8	9	10	12	20	認定建築物の数（累計）
	②						
	③						

問題点・課題 （指標分析）	<p>昨今、マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」を促していく必要がある。</p>
	<p>（実施 2 区 未実施 1 区 不明 19 区）</p> <p>※江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」：集合住宅9件、企業15件</p> <p>※葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」：48件</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ターゲットを絞り、定期的な個別訪問等により、積極的な周知活動を行う。	ターゲットを絞り、個別訪問等により、周知活動を行った。	リーフレットを改善する等、実績につながる周知方法を検討する。
②	主旨をきちんと説明し、制度の必要性について理解を得る努力をする。	個別訪問等の周知の際に、制度の必要性について、きちんと説明した。	他区の取り組みを参考に、新たな制度の導入を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	重点的に推進	認定建築物を「核」とした地域と連携した防災対策の態勢を構築することができ、地域防災力の向上に有効である。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 住宅建設（戸）	2,695	2,713	2,755	2,755	2,755	センター工区：1,846戸 リパ-フロント工区：809戸
	② 公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
	③ 施行区域内居住人口（推計）（人）	7,500	7,450	7,430	7,437	7,437	住宅建設街区+既成市街地 ※H25以降は外国人を含む

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助321号線（第2期区間）の整備について、目途が立たない。</li> <li>平成26年度で社会資本整備総合交付金事業期間が完了した。</li> <li>住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱について検討する必要がある。</li> <li>東京地下鉄株から道路代替地（都有地）の先行取得要請が来ているが、東京都との調整の目途が立っていない。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京ガスとの意見交換を継続する。	東京ガスとの協議を行った。	補助321号線予定地の土壌汚染対策方法の検討を深化し、整備に向けた道筋を作成する。
②	引き続き、公園の適地があれば整備について検討する。	土壌汚染対策について、コスト削減する方法を検討した。	都市計画道路代替地の先行売却について、東京都と再度協議を行う。
③	321号線（第2期）の事業認可変更（期間延伸）を行う。	事業認可変更については、3年間の延伸を行った。（道路公園課）	補助321号線予定地の土壌汚染対策方法の検討を深化し、整備に向けた道筋を作成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
休止・完了	継続	住宅供給戸数等が計画目標に達したことから、平成27年度中に完了としたが、事業完了公告を行った場合、都有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続することとする。

況 議 会 要 旨 問 状	平成22年一定 南千住の住み良い街づくりについて 平成14年四定 W街区の施設整備と賑わいの創出について 平成14年三定 W街区の開発と南千住地域の活性化について 平成14年三定 W街区開発事業者の企画提案の確実な履行と今後の区の係わりについて 平成14年二定 南千住W街区の開発とTMOの設立について
---------------------------------	---